

## 入札時における工事費内訳書の提出について

平成26年度の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、入札金額が適正に積算されているかを確認するため、公共工事の入札時において入札金額の内訳書の提出が義務付けられました。内訳書の内容に不備等がある場合は入札が無効となるので注意してください。ついでには、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 工事費内訳書の様式

町の指定様式(※) 又は任意様式

(※)入札通知の際に、工事案件ごとに提供します。指定様式については内訳書にあらかじめ町で工種などを記載しています。任意様式で提出する場合は、指定様式に記載している費目や工種を転記してください。

#### 2 提出方法

入札書と共に封書へ入れて提出してください

#### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を無効とするので注意してください。(ただし、軽微な不備は除く。)

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 指定様式に記載している費目・工種を満たしていない場合
- (3) 内訳書に押印を欠いている場合
- (4) 内訳書に記載すべき内容に漏れや誤りがある場合
- (5) 当該工事の内訳書であることが特定できない場合
- (6) 入札金額と内訳書の入札書記載価格が一致しない場合
- (7) 工事価格の算出前後に、値引きなどにより一括して価格を調整している場合

※記名、押印は代理人でも可とします

#### 4 一般競争入札における工事費内訳書の提出について

一般競争入札に係る工事は、配布する金抜設計書へ金額を記載し記名押印をしたうえで提出してください。(任意様式の場合、費目等は金抜設計書と同じにしてください。)

#### 5 その他

再度入札における内訳書の提出は不要とします

#### 6 適用時期

平成27年4月1日以降に発注する工事入札